

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和5年8月29日 午後 1時24分 開 議

出席委員

副委員長 佐藤文雄
委員 岡崎勉
委員 小倉博
委員 久松公生
委員 櫻井健一

欠席委員

委員長 矢口龍人

委員外委員

議長 小座野定信
副議長 櫻井繁行

出席説明者

市長 宮嶋謙
市長公室長 横田茂
総務部長 中泉栄一

出席書記名

議会事務局長 金子俊文
議会事務局補佐 谷中博文
議会事務局係長 折本尚充

議 事 日 程

令和5年8月29日（火曜日）午後 1時24分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和5年第3回定例会の運営について
 - ・ 提出予定案件の概要について
 - ・ 請願等の取り扱いについて
 - ・ かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午後 1時24分

○佐藤文雄副委員長

どうもお疲れさまです。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、矢口委員長から欠席願の提出がありましたので、副委員長の私、佐藤が委員長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、第3回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、第3回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

本定例会に提出を予定しております議案については、全部で20件ございます。内訳といたしましては、報告案件が3件、承認案件が1件、条例に関する議案が5件、予算に関する議案が2件、決算に関する議案が6件、その他の議案が3件でございます。

なお、議案の概要につきましては、担当部長から説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤文雄副委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いします。

○議長（小座野定信君）

改めまして、こんにちは。大変ご苦勞さまでございます。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日は7月11日に貴委員会に諮問させていただきました。

した令和5年第3回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤文雄副委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○佐藤文雄副委員長

本日の事件は、（1）令和5年第3回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題とします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

令和5年度第3回定例会提出予定案件のうち、予算関係のものは横田公室長のほうから、それ以外のものは総務部の中泉のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、まずは私のほうから。

最初は、概要書の2ページになります。

報告第10号 専決処分事項の報告については、市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の詳細についてでございますが、事故の発生は、令和5年5月28日、千代田石岡インターチェンジの外周道路でございます市道8-2278号線の下志筑1583番1地先におきまして、刈られて放置されていた草により蓋のない側溝が隠れ、目視が困難だったことから、相手方の運転する車両の左前輪が側溝に落ちパンクしたもので、過失割合を市が50%、相手方50%とし、損害賠償額1万4603円のお支払いをすることで示談となったものを、令和5年7月8日に専決処分をしたものでございます。

続きまして、次のページ、概要書の3ページ、報告第11号、この専決処分事項の報告につきましては、救急現場における物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の詳細についてでございますけれども、事故の発生は、令和5年3月11日、稲吉東2丁目7番13号地内の救急現場において活動中、救急車積載のストレッチャーが路上駐車中の車の助手席側下部サイドステップ部分に接触し、破損させたもので、過失割合を市100%、相手方ゼロ%とし、損害賠償額7万9860円の支払いをすることで示談となったものを、令和5年7月20日の専決処分としたものでございます。

続きまして、概要書の6ページになります。

議案第45号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ変更されたため、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当が廃止となったため、これに準じて市職員の新型コロナウ

ウイルス感染症に関する特殊勤務手当を廃止するものでございます。

施行年月日は、公布の日から施行ということになります。

続きまして、概要書7ページ、議案第46号 かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

空き家対策を総合的に強化することを目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条項の改正や、これまで条例を根拠としていた助言、指導などについて、今後は新設される法律の規定を根拠とするようになるため、必要な改正を行うものでございます。

なお、施行年月日は、法律の改正の施行日から施行としており、法改正は本年12月中旬に施行となる見込みでございます。

続きまして、概要書の8ページ、議案第47号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こども家庭庁より事業実施要綱が定められたため、国に準じ、かすみがうら市放課後児童クラブ設置及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員の認定資格研修を修了することを予定している者の経過措置期限が令和5年3月31日であるため、期間の延長について附則第3条の一部の改正を行うもので、第10条第3項の規定の適用について、「令和5年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了を予定している者」に改めるものでございます。

施行年月日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用ということになります。

続きまして、概要書9ページ、議案第48号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和5年9月16日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、同法第3条第10項が削られることによる項の繰上げに伴い、関連する規定を改める引用条文の改正でございます。

施行年月日は、公布の日から施行ということになります。

概要書10ページ、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

消防法施行規則関係省令等の改正によるもので、1つ目は、今後カーボンニュートラル社会の実現に向け、電気自動車等に搭載される電池の大容量化と高出力な急速充電器が求められていることから、これらに対応するため総務省消防庁により火災危険性などの検討を踏まえ、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2つ目は、喫煙等に関する規定の改正であり、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、本条例で規定する喫煙所の標識を設置しなくてもよいこととし、また禁煙、火気厳禁、喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号については、条例で規定する内容を削除し、国際標準化機構が定める規格または日本産業規格に適合させるよう改正するものでございます。

施行年月日は、急速充電設備に関する規定は令和5年10月1日から施行とし、それ以外は公布の日からの施行ということになっております。

続きまして、概要書の25ページ、議案第58号 市道路線の認定についてでございます。

神立駅西口土地区画整理事業に伴い造成された道路を市道8-2935号線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、この次のページに載っております。

続きまして、概要書27ページ、議案第59号 市道路線の認定、これも市道路線の認定についてでございます。

神立駅西口土地区画整理事業に伴い造成された道路を市道8-2936号線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、こちらの場所ということになります。

議案概要書29ページ、議案第60号 市道路線の変更についてでございます。

男神地内の市道について、払下げによる用途廃止に伴い市道6053号線の一部を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

位置図等につきましては、こちらのとおりになります。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤文雄副委員長

ありがとうございました。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから予算関連の件につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案概要書1ページになります。

報告第9号 令和4年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして議会に報告をするというものでございまして、内容につきましては、いずれも基準内となっているという旨、報告いたします。

続きまして、5ページになります。

承認第6号、一般会計補正予算の第5号の専決処分をしたものでございます。

この件につきましては、総額に5298万円を追加して187億6050万2000円とするものでございまして、内容につきましては、画面に歳出の内訳が簡単に概要として載っておりますけれども、豪雨災害による災害復旧の工事の経費を補正する、あるいは百条委員会等の経費を含めてということで、時間的余裕がないので専決処分をいたしましたものでございます。8月10日付でございます。

続きまして、議案第50号、一般会計補正予算の第6号でございます。

議案概要書といたしましては、15ページから17ページに詳細がございます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に1億6408万7000円を追加いたしまして、合計で189億2458万9000円とするものでございます。

歳出内容の前に、概要書にはありませんけれども、債務負担行為の補正といたしまして、都市計画マスタープランの見直し、あるいは通学用自転車の無料貸出しの業務委託の部分を計上してございます。

歳入の内容でございますけれども、民生費の県補助金、あるいは農林水産業費も県補助金と起債が中心でありまして、残りは繰越金で対応するという内容でございます。

歳出につきまして、画面のほうで順次ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目といたしまして、旧小学校施設管理に要する経費として49万1000円の計上をしてございます。七会小学校の敷地の分筆関係ということでございます。

続きまして、2番目、行政機能移転に要する経費といたしまして、設計委託を1443万2000円計上させていただきます。

3番目といたしましては、地域安全対策に関する経費といたしまして、空き家解体撤去の補助金の追

加分といたしまして50万円分見て、合計で100万円分を追加計上いたしております。

4番目といたしましては、自治振興に要する経費といたしまして、下大津地区のコミュニティー施設整備工事に伴いまして8372万1000円を計上してございます。これは解体とか基礎の工事両方とも含むということでございます。

続きまして、5番目、千代田公民館移転に要する経費といたしまして、施設改修・補修工事に1194万4000円を計上させていただいております。

6番目といたしましては、市税賦課事務に要する経費といたしまして、システム改修等の業務委託といたしまして198万円を計上させていただいております。

7番目といたしましては、住民基本台帳事務に要する経費といたしまして、住基ネットのクライアントサーバー、あるいは統合端末のアプリ導入の業務委託として48万3000円を計上させていただいております。

続きまして、8番目といたしまして、民間保育所に要する経費といたしまして、保育対策総合支援事業補助金として144万6000円の計上でございます。

続きまして、9番目、環境保全推進に要する経費として、特定外来生物等処分業務ということで198万円を計上させていただいております。

10番目といたしましては、働く女性の家の管理に要する経費として、空調の設備更新として242万円を計上させていただいております。

11番目といたしましては、園芸振興に要する経費として、儲かる産地支援事業補助金として102万円の計上でございます。

12番目といたしまして、県単の土地改良に要する経費として、排水路の整備として348万8000円を計上してございます。

13番目といたしまして、雪入ふれあいの里公園等の管理運営に要する経費として、指定管理料の追加でございしますが、過年度の光熱水費32万6000円でございます。

同じく14番、15番も同じく光熱水費の追加計上ということでございます。

16番、農村環境改善センター管理運営に要する経費として、これは指定管理の委託料の追加でございますけれども、シルバーへの委託が追加になったということで、145万円の計上でございます。

続きまして、17番といたしまして、道路維持管理に要する経費として1350万円の追加計上でございます。

続きまして、18番、都市計画調整に要する経費として、これは330万円の減額でございます。

19番、小学校の給食管理運営に要する経費として、食材の高騰分がございまして、433万4000円の計上でございます。

同じくこの件につきましては、22番目、中学校につきましても、食材分の高騰分として228万2000円を計上してございます。

続きまして、20番目でございますけれども、小学校の施設整備に要する経費といたしまして、照明工事を当初予定しておりましたが、防水工事の必要性が生じたので、当初の照明工事を減額し、防水工事を上げるということで3526万6000円を追加計上した結果、合計で2516万8000円の所要の経費がひつようになったということでございます。

続きまして、21番目、中学校の安全推進に要する経費といたしまして、来年度から予定してございまず通学用の自転車無償貸出し業務委託の経費として28万1000円を計上してございます。

最後でございますが、23番目といたしまして、下稲吉中学校の施設整備に要する経費として、地質調

査業務の必要がなくなったということで、所要の価格792万円分を減額してございます。

続きまして、議案第51号、介護保険の補正予算の第1号でございます。

この件につきましては、総額に129万3000円を増額して37億3379万3000円とするものでございまして、内容については、国庫への返還ということでございます。

続きまして、議案第52号から57号まででございますけれども、地方自治法及び地方公営企業法に基づきまして、決算の認定を議会にお願いするものでございます。

詳細につきましては、委員会のほうで担当部長から説明をする機会を設けますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○佐藤文雄副委員長

ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません、今の予算の中で通学用自転車の無償貸出し業務の委託というのがあるんですけども、現在自転車を買うときには補助金みたいなことをやっていますが、今度からはそれをやらないで貸出しに切り替えていくというようなことなのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

補助金のほうと大体同額程度の経費ということでございますから、やり方は手法をそちらのほうに変更していくことに検討してございまして、その準備として今回予算のほう説明させていただいたということでございます。

○議長（小座野定信君）

七会小学校の分筆ということが出たんですが、それどういう計画ですか。

○市長公室長（横田 茂君）

のりの境界とかが少し入ってしまして、それをのりの復旧と併せまして、市のほうで整備するのに少し所有権の移転と言いますか交換と言いますか、そういう作業上、どうしてもそれが必要になったということで、今回はそれについては分筆をすると。

○議長（小座野定信君）

それは国土調査修正でできるでしょう、国調の修正で。制度的には、地方自治法の中で市長のほんこがあればできるんですよ。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいまのご指摘した点について、早急にちょっと調査を。

○議長（小座野定信君）

1回調べたほうがいい。

○市長公室長（横田 茂君）

分かりました。

○佐藤文雄副委員長

それでは、調査のほうをお願いいたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

なければ、執行部の方には退席をお願いします。

暫時休憩します。 [午後 1時49分]

○佐藤文雄副委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時49分]

次に、請願等の取扱いについてを議題とします。

令和5年第2回定例会以降、本日までに請願3件を受け付けております。

それでは、請願をお目通し願います。

ここで暫時休憩します。 [午後 1時50分]

○佐藤文雄副委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました手話言語条例に関する請願及び教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては文教厚生委員会に、所得税法第56条の見直しを求める意見書についての請願につきましては総務委員会に付託の上、審議することによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで議長から発言の申出がございます。お願いします。

○議長（小座野定信君）

本市の監査委員の定数につきましては、現在3名となっております。うち1人は議会からの選出委員として選出監査委員になってもらっているわけですが、議会からの選出監査委員につきましては、より独立性や専門性も発揮した監査を実施するとともに、議会としては監査機能に特化していくという考え方もありますことから、本市として議会からは選出せず、監査委員は専門性のある監査委員に委ねることにするというものを提案いたしたいと考えております。

以上です。

○佐藤文雄副委員長

以上で申出による発言が終わりました。

それでは、かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議長から申出もございましたように、現在本市の監査委員の定員につきましては3名となっており、うち1名は議会からの選出委員としていただいております。議会から選出される監査委員につきましては、実効性のある監査を行うため必要という考え方で導入されたものでございますが、一方で監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会として監視機能に特化していくという考え方もあることから、監査委員につきましては、専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことも選択肢としてあるものでございます。

本条例案につきましては、後者の考え方を重視したものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤文雄副委員長

ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたが、ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

3名は3名だということなんですか。

[「でも議会からは今度は出さないということ」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

3名のうちの1名を専門職の方に替えるということに関して、経費としてどういう、これ人件費がかかると思うんですけども、その想定などは何かされているんですか。

○佐藤文雄副委員長

ちょっといいですか、議長答えますか。

事務局のほう、ちょっと整理して、人数の問題も含めて整理して答えてくれますか。

○議会事務局長（金子俊文君）

人数の問題につきましては、3名に変わりはございませんが、議選の委員を外すということでございます。3名につきましても、今後、市の執行部のほうで条例改正が行わない場合、3名のままでいくというものでございます。市のほうで、執行部で条例改正があれば2名になる可能性もございます。

以上でございます。

○佐藤文雄副委員長

補足はございますか、小座野議長。

○議長（小座野定信君）

いいえ、特にございません。

○櫻井健一委員

人数の件は分かったんですけども、あとは人件費、経費が今と変わっていくようなことは何かあるんでしょうかということ、新しい専門職の人を監査として呼んだ場合に。

○議長（小座野定信君）

今現在、監査委員としての日当、半日出ても丸々1日やっても8,000円でしたか。8,000円ぐらいだと思ったんですが、それを支給しています。その予算というものが大きく変わるものではないです。

○櫻井健一委員

監査としている議員さんに関してもその日当は払っていて、その部分が前後することはあまりないというような、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

はい。

○櫻井健一委員

分かりました。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。3名で1人は議会からは選ばないということで。

[「付け加えていいですか」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

では、もう一度整理して発言ください。

○議長（小座野定信君）

議会から付け加えないというか、実際、議会で決算委員会をやっています。決算委員会やったやつ
のときに、今度議会から監査委員になっていると決算委員会に入れないうですよ。そこで今度矛盾が生ま
れてくるので、であれば最初から、他の市でもそうなんですが、聞いてみたら監査委員出している議会
というのは県内で何市だったか、何市もないんだよね。数字的にはおさえていないけれども。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。では、議会事務局、いいですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

申し訳ございません。数字的には把握してございませんが、少ないと考えております。

以上でございます。

○櫻井繁行副議長

今回そうして条例出されていますけれども、こういった経緯が、先ほど議員は特化して行政職のほう
の監査をするという、そっちに重きを置くというお話でしたけれども、近隣市町村の動向はどういった
形になっているのか、また議員が監査を受けることのメリット、デメリットみたいなものを事務局でよ
く調べていただいて、条例として出すのであればしっかりとその辺のエビデンスをしっかりとつくって
いただいて出していただきたいと思ひます。

以上です。

○佐藤文雄副委員長

議会事務局、どうですか。

暫時休憩します。 [午後 2時01分]

○佐藤文雄副委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

○議会事務局長（金子俊文君）

申し訳ございません。

今回の条例改正につきましては、令和6年4月1日を開始ということで考えてございますので、今ま
でおっしゃられました近隣の状況とか予算の状況、あとは人数とかちょっと根拠となる資料を整理させ
ていただいて、次回以降の議会運営委員会に諮らせていただきたいと思ひますので。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

今、事務局が話ししましたように、次回以降の議会運営委員会で正式に近隣の状況も含めて整理して
案を出すと、そこで議会運営委員会で決めるということでよろしいですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

暫時休憩します。 [午後 2時06分]

○佐藤文雄副委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時08分]

それでは、諮問に対する答申（案）につきましてご意見、またはお気づきの点がありましたら、挙手
の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり、議長に対して本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほかございませんか。

○櫻井健一委員

すみません、先日、高校生を議場に呼んでというような小座野議長からの提案がありましたが、議会改革の先進事例で、取手市の例をちょっと勉強してみたんですけども、中学生でやられているようなんです。中学校の中で議員が行ってということをやっているようなので、そういうやり方というのはどうなのかなと思ひまして。

先日、高校生が来たときに、こういうプレゼントじゃないですけども、記念のグッズをあげますなんていうことで、缶バッジというようなことがあったんですけども、それがもう進んでいて、あるのかなのかちょっと分からないんですけども、そういうものを使ってまたそういうことができたかどうかという提案をしてみたいと思うんですが。

○議長（小座野定信君）

それは、今回ちょっとPR期間が足りなくて、子どもたちもまとまらなかったんですが、もうちょっと時間かけて、来年3月の議会の後か前ぐらいにやろうかなと思っています。

○櫻井健一委員

高校生で。

○議長（小座野定信君）

高校生。その目的というのが、全国見ても選挙に対する投票率も年々下がっているし、やはり若い世代に地方自治というのが選挙の基本というのを少しでも分かってもらえればと思ひまして。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

今議長から発言ありましたように、また企画をしたいということでございますのでよろしいでしょうか。

○櫻井健一委員

企画がなくなってしまったのでなければ、そういうやり方をやっているところもあったよということなので。

○議長（小座野定信君）

もう少し研究しながら、子どもたちを集めるようにします。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで、委員にお知らせいたします。

第3回定例会の議案日程等を審議するために、議会運営委員会を定例会招集日の9月5日火曜日午前9時から開催をいたします。詳細は追ってご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時11分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人